

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品の一部を改正する件 新旧対照表

○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する体外診断用医薬品（平成十七年厚生労働省告示第百二十一号）  
（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>別表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 生化学的検査用試薬 (1)～(110) (略)</p> <p><u>(111) エベロリムスキット</u> <u>(112) トピラマートキット</u></p> <p>4 免疫学的検査用試薬 (1)～(100) (略)</p> <p>(101) 抗リボソームP抗体キット (102) 抗アクアポリン4抗体キット (103) 抗表皮基底膜部抗体キット (104) 血小板第4因子ーヘパリン複合体抗体キット (105) <u>抗筋特異的チロシンキナーゼ抗体キット</u></p>	<p>別表</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 生化学的検査用試薬 (1)～(110) (略)</p> <p>(111) (新設) (112) (新設)</p> <p>4 免疫学的検査用試薬 (1)～(100) (略)</p> <p>(101) (新設) (102) (新設) (103) (新設) (104) (新設) (105) (新設)</p>